

大阪市（消）告示第15号

平成4年大阪市（消）告示第31号（避雷設備の日本産業規格）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月27日

大阪市消防長 橋 口 博 之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<u>日本産業規格 Z 9290－3（雷保護－</u> <u>第3部：建築物等への物的損傷及び人</u> <u>命の危険）</u>	<u>日本産業規格 A 4201（建築物等の雷</u> <u>保護）</u>

（消防局予防部予防課）